

議案第 1 2 号

市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

市川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(市川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員の定年等に関する条例(昭和 5 9 年条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条—第 1 1 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 1 2 条)

第 5 章 雑則(第 1 3 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「) 第 2 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 2 8 条の 3」を「。以下「法」という。) 第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2 8 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第 2 8 条の 7」に改め、

同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「は、その」を「は、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1

項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、市川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第22号)第23条の3第1項に規定する職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督

職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当

該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について

前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項を次のように改める。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附則に次の1項を加える。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第8項中「(以下「育児短時間勤務」という。）」及び「、次項若しくは第10項」を

削り、「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 市川市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第16号）第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第4条第10項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第30号）第4条の規定により採用された」に、「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、「若しくは前項」を削り、「第2条第4項又は第5項」を「第2条第5項」に、「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第11条第1項第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「又は短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「又は短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条第6項を削り、同条第5項中「同項」を「同項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時か

ら翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた」を「、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から第1項に規定する規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50 から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

第14条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「の時間」の次に「と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 (前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計」を加え、「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を「及び前項」に、「100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)」を「、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条の4の規定により、あらかじめ勤務時間条例第2条の2第2項又は第2条の3の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間 (以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間 (規則で定め

る時間を除く。) に対して、勤務 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第 23 条の 5 第 2 項中「第 9 条」を「第 4 条第 2 項から第 7 項まで、第 9 条」に、「再任用職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員及び市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 18 年条例第 30 号）第 4 条の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 9 条、第 10 条及び第 10 条の 3 の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第 24 条第 1 項中「別に市長が」を「規則で」に、「別に定める」を「規則で定める」に改め、同条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 24 条の 2 の 3 第 1 項中「その者」を「当該職員」に、「別に市長が」を「規則で」に、「別に定める」を「規則で定める」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「別に市長が」を「規則で」に改める。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給料の特例)」を付し、同項を次のように改める。

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（以下この項及び附則第 4 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（特定日の前日において、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）により当該職員の給料月額が減額されたことがある場

合において、当該職員の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けているときは、当該額には、当該差額を含むものとする。)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

附則第4項を附則第11項とする。

附則第3項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)」を付する。

附則第2項の次に次の7項を加える。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 市川市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員
 - (3) 市川市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第6項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円

以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 育児短時間勤務職員等に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 一般給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額								
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

別表第 2 技能労務職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

(市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「その者」を「当該職員」に改め、「には」の次に「、当該職員が 60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日までの間」を加える。

(市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項中「、その者」を「、当該職員」に改め、「には」の次に「、当該職員が 60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日までの間」を加

え、同項各号中「その者」を「当該職員」に改める。

附則第18項中「その者」を「当該職員」に改め、「には」の次に「、当該職員が60歳に達した日以後における最初の3月31日までの間」を加える。

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 市川市職員退職手当支給条例(昭和27年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された者及び市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年条例第30号)第4条の規定により採用された者を除く。」を削る。

第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「者のうち」を「者のうち、」に、「15年」を「20年」に改める。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項に項番号を付する。

附則第 2 項から第 10 項までを削る。

附則第 1 1 項中「第 5 条の 3 まで」の次に「及び附則第 8 項から第 15 項まで」を加え、「附則第 1 1 項」を「附則第 2 項」に改め、同項を附則第 2 項とし、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項に項番号を付する。

附則第 1 2 項中「第 5 条の 2」の次に「及び附則第 10 項」を加え、同項を附則第 3 項とし、同項に項番号を付する。

附則第 1 3 項中「第 5 条」の次に「又は附則第 9 項」を加え、「附則第 1 1 項」を「附則第 2 項」に改め、同項を附則第 4 項とし、同項に項番号を付する。

附則第 1 4 項を附則第 5 項とし、同項に項番号を付する。

附則第 1 5 項を附則第 6 項とし、同項に項番号を付する。

附則第 1 6 項を附則第 7 項とし、同項に項番号を付する。

附則に次の 8 項を加える。

8 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であって、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は附則第 8 項」とする。

9 当分の間、第 5 条第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であって、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は附則第 9 項」とする。

10 市川市一般職の職員の給与に関する条例附則第 2 項の規定による職員

の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

- 1 1 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（60歳とする。）に達する日」と、同表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（60歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 1 2 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「6月」とあるのは「零月」と、同表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。
- 1 3 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「20年を」とあるのは「15年を」と、第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」と、「20年」とあるのは「15年」とする。
- 1 4 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達す

る日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

15 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（市川市職員の分限に関する条例の一部改正）

第6条 市川市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改め、同条第2項中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務

の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(適用)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

- 2 市川市一般職の職員の給与に関する条例附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「並びに市川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第22号)附則第2項の規定による降給とする」とする。
- 3 第10条第2項の規定は、市川市一般職の職員の給与に関する条例附則第2項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(市川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 市川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和55年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「市川市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第16号)第12条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に改める。

第2条の2第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

第7条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方税共同機構」に改め、同条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市川市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成5年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市川市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員

(市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 市川市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 市川市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第 1 2 条第 3 号において「異動期間」という。）を延長された管理監督職（同条例第 6 条に規定する職をいう。同号において同じ。）を占める職員

第 3 条第 2 号中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 1 2 条第 2 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 市川市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第 2 1 条第 2 号及び第 2 2 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 1 2 条 市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

（市川市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 1 3 条 市川市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 9 条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の市川市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の市川市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務に

ついて準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする

常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある

者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する

職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当

該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第2項から第7項まで及び附則第9項の規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

第11条 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される市川市一般職の職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同条第8項に規定する算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される市川市一般職の職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第8条の規定による改正後の市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、

新給与条例第11条第2項及び第14条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第24条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第24条の2の3第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第3項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び市川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 市川市一般職の職員の給与に関する条例第4条第2項、第4項、第6項及び第7項、第5条、第9条、第10条並びに第10条の3並びに新給与条例第4条第3項、第5項及び第8項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（市川市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第1条の規定の適用については、同条中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（市川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

（市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみな

して、第 11 条の規定による改正後の市川市職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 2 号、第 21 条第 2 号及び第 22 条第 1 項の規定を適用する。

(規則への委任)

第 15 条 附則第 3 条から第 7 条まで及び第 11 条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 16 条 市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成 15 年条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「附則第 11 項」を「附則第 2 項」に改める。

(市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 17 条 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「、新条例」を「、市川市職員退職手当支給条例」に、「附則第 11 項から第 13 項まで」を「附則第 2 項から第 4 項まで」に改める。

第 18 条 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を「市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号)附則第 12 項の規定及び市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に、「新条例附則第 14 項」を「市川市職員退職手当支給条例附則第 5 項」に改める。

理 由

地方公務員法等の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、年齢60年を超える職員に係る給与に関する特例を設ける等の所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。